

2021年10月3日市民対策会議

**三島駅南口周辺開発事業に思う！ 一市民活動が三島市の未来の扉を開く—  
稲場紀久雄**

○ 私は、タワーマンションが聳え立つ三島駅南口開発の鳥瞰図を見て、古都・三島市に相応しくないと思いました。現在、JR 東海が強引に進めるリニアと同様、高度経済成長の夢を追う人々の姿を見た気がしました。「静岡県は、リニア反対に孤軍奮闘する先進県なのに、どうしたのか」という思いが脳裏を過ぎりました。

三島市が策定した「三島市景観計画(1)景観計画区域」(4頁)には「近年は、高層建築物の立地」が「増加傾向にあり、適切な対応が求められています」と明記してあります。自ら書かれたことに、矛盾しています。

○ わが国の人口は、減少傾向にあります。三島市も例外ではありません。わが国は、今や人口増加時代から減少時代へと転換しているのです。三島市の発展のためには、全国の中核都市に数多く存在する類型的なタワーマンションを建設するのではなく、歴史と文化の薫る古都「水の都」三島市の風土に調和した開発を行うことが大切です。これからは、「物の豊かさより心の豊かさ」が目標になる時代です。

三島市を訪ねる旅人は、古都・三島市の優しい佇まいに心の癒しを求めています。さらに、来年のNHKの大河ドラマは、「鎌倉殿の13人」。三島市には、頼朝と縁の深い三嶋大社があります。旅人は、タワーマンションに迎えられて喜ぶでしょうか。きっと清冽な霊峰・富士の湧水を見て、驚嘆し、何時までも記憶に留めるでしょう。実は30年余り前、柿田川の湧水を初めて見た私がそうですから。

「三島市景観計画」では、優れた景観として「富士山の眺望」を挙げています。タワーマンションは、富士山の眺望を犠牲にしているとも言えるのではないかと思います。単に「眺望」とは言え、されど眺望です。軽視すべきではありません。三島市民には見慣れた景色でも、旅人にとっては貴重な景観なのです。

私は、“三島市の景観資産を活かした南口開発計画が立案できなかったのか”と暗然たる気持ちです。出来ることなら、開発計画を再検討したいものです。

○ 三島市は景観条例に基づき、三島市全域が景観計画区域で、駅周辺は中心商業地区とは言え、南口一帯は「せせらぎ地区」として「景観重点整備地区」に指定されています。三島市は、自ら景観計画を策定しておきながら、景観の価値の大きさを見失っているようです。こうしたことから、私には三島市の「三島駅南口周辺開発地下水対策検討委員会」は、“開発計画にお墨付きを与えるものではないか”という疑念が過ぎります。

○ 南口周辺開発によって、中心商業地区の建築物の建設が出来さえすれば良いという訳ではありません。タワーマンション一つを取って見ても様々なマイナス面があります。それに、タワーマンションは、一旦建ってしまうと、半永久的に壊せず、老朽化することを覚悟すべきでしょう。検討内容を建築物の基礎工法など技術問題に限定せず、三島市の将来像を視野に入れ、中心商業地区の在り方を多角的に検討すべきだと考えます。

○ 特に東街区は、三島溶岩層の縁辺に位置します。南口一帯が「せせらぎ地区」に指定されている理由は、この地区が溶岩層の縁辺に接続しているために湧水個所も湧水量も多いからです。しかし、現在、溶岩層の縁辺は、溶岩層の厚さが相対的に薄く、また溶岩中に強度の弱い発泡部分が含まれる事実が分かっています。

東街区の地下構造は、溶岩層の厚みが深さ方向に異常にせり上がった洪積粘性土層のために薄くなっています。このような場所では、大震災や富士山の噴火などの非常時下において、物理的に異常に強い自然力が溶岩層の屈曲部にかかれば、どんなことが起こるでしょうか。私は、これを解析する能力を持ちませんが、検討して欲しいものです。東南海地震、濃尾大震災、富士山の噴火などの大災害の勃発が憂慮されている昨今、特に溶岩層の縁辺で行われる大規模な建設事業には、非常時対応を真剣に検討しておくべきです。市民対策会議は、こうした点を重視すべきだと考えます。平常時の今という時間断面だけ大丈夫なら、それで全てOKという訳には行かないと思います。

○ 三島駅南口周辺開発事業地区は、「せせらぎ地区」直上流です。このことは、開発事業が未来永劫「せせらぎ地区」の湧水の存続とその保全に影響を及ぼし続けることを意味します。三島市の湧水と地下水は、わが国の誇る景観資産であるという思いから、「せせらぎ地区」は、景観重点整備地区に指定されています。さらに、三島市近傍の柿田川の湧水は、三島市民の水道水源であり、「生命の水」です。このため、三島市民は、霊峰富士の恵みに感謝し、湧水と地下水を誇りとして大切に守って来られました。

私は、「三島自然を守る会」の大沼俱夫さんの「霊峰富士山の地下水・湧水保全のための地下水・湧水保全法(仮称)の早期制定に関する請願書」や「柿田川東富士の地下水を守る連絡会」の漆畑信昭さんの「柿田川東富士の地下水の保全に向けた取り組みのお願い」を拝読し、その誠意と熱意に胸が詰まる思いが致しました。こうした思いを同じくする数多くの三島市の人々によって三島市の湧水と地下水は守られて来たのです。

○ 私は、率直に言って三島市当局と三島市民の「湧水・地下水保全に対する認識」に大きなギャップがあると思います。三島市民の湧水・地下水保全に対する当事者意識は、三島市当局に勝るとも劣らず、素晴らしいものです。

市民サイドは、その当事者意識から「三島駅南口周辺開発対策会議」を自発的に設け、三島市政に「湧水・地下水問題の解決策」を提起する決意だと思います。であれば、この対策会議の設立は、南口周辺開発事業が契機になったものの、審議する課題は、周辺開発事業の技術的問題に留めるべきではないと思います。

先に触れたように、南口周辺開発事業は、未来永劫「せせらぎ地区」に影響を及ぼし続けます。従って、問題を多角的に幅広く捉え、三島市の湧水・地下水問題の真の解決に向けて議論し、三島市政に市民サイドの立場から提言を行うべきだと考える訳です。

○ 市民サイドの視点に立てば、三島市の湧水・地下水保全に対する三島市及び静岡県当局の取組には、それぞれ大きな問題点があると考えられます。そこで、私が理解できる範囲で、三島市と静岡県それぞれの問題点を説明したいと思います。

先ず、三島市当局の問題点。

① 水の都・三島市の象徴である源兵衛川「いずみ橋～広瀬橋」地区や白滝公園・桜川地区の湧水は、富士山の山腹を流れ下って来た地下水の湧出水です。従って、三島市の湧水を守るためには、地下水が適切に保全されなければなりません。これは、水循環の健全性を守る大原則です。ところが、三島市には何と地下水保全条例がないのです。

三島市は、景観計画の中で「水と緑を活かした、水辺のうるおい景観を育てる方針」を打ち出しています。「地下水保全条例を制定せず、この方針を打ち出すとは!」。ただ驚きです。まして、水道水源の一部は、柿田川の湧水。市民の「生命の水」を守るためにも速やかに条例制定を断行し、隣接町との関係性の適正化を図るべきです。

② 三島市の地下水は、守られているのでしょうか。三島市は、「黄瀬川地域地下水利用対策協議会」のメンバーです。協議会は、三島市その他、沼津市、清水町、長泉町と地下水採取者等によって 1974 年設立されました。協議会は、「地下水の所有権は、民法第 207 条に基づく土地所有権に付随する」という解釈に立って地下水採取者間の利害調整を行うことを目的にしています。しかし、この理念に立つ限り、地下水は守れません。厳しい現実があります。その一例ですが、「三島自然を守る会」の大沼さんは平成 27 年(2015 年)5 月、協議会に地下水採取者の井戸情報の開示を求めました。その結果は、「開示された情報約千件は、所在地、名称、電話番号のみ。その内約 170 件は、全項目のり弁」。更に、何と長泉町と同町所在の東レ三島工場などは、協議会を脱会。同町全域が揚水無制限の無法地帯になりました。東レ三島工場は、三島市南口周辺開発地区の上流側ですから、当然「せせらぎ地区」の上流です。東レの地下水揚水量は莫大で、その影響は下流一帯の湧水に及びます。三島市の湧水保全のためには、三島市民の総意として制度的に「地下水揚水量の適正化と地下水の涵養事業を進める」必要があるのです。

③ 静岡県には「地下水採取条例」が存在しています。この条例は、平成30年(2018年)改正されました。改正内容は、下記の「静岡県当局の問題」で話します。ただ、この改正によって、改正以前はともかく、改正後の条例適用地域は、県土全域に広がったと考えられます。ところが、大沼さんは、「黄瀬川流域は、県条例の適用外」と言われます。三島市は、県条例改正後、静岡県に「適用外とする理由」を問い合わせたのでしょうか。私には、三島市が真剣に協議したとは思えません。また、静岡県当局からも「三島市に条例改正について説明されなかったのではないか」という疑問を持ちます。

私は、県条例が2014年に成立した水循環基本法を受けて平成30年に改正された時点で、三島市側から県に内容を質すか、逆に県側から三島市に説明と協議があるべきだったと考えます。何も無かった所に、この問題が軽視されて来た現実を見ます。

次に、静岡県当局の問題。

① 静岡県は、「地下水採取条例」を昭和52年(1977年)8月1日制定しました。

この条例は、平成30年(2018年)までは黄瀬川の協議会と同じ考え方でした。しかし、同年の改正によって、大きく変わりました。改正は、2014年7月に施行された水循環基本法に準拠するものでした。重要な改正点は、「基本理念」(第2条の2)の追加で、地下水の財の性格を下記の通り「私水」から「県民の共有水」に変えたことです。

「地下水が県民共有の貴重な財産であり、公共性の高いものであることに鑑み、地下水については、その適正な利用が行われるとともに、全ての県民がその恵沢を将来にわたって享受できることが確保されなければならない。」(第2条の2、第2項)

同時に「健全な水循環の維持又は回復のための積極的な取組の推進」、「地下水利用に当たっては、健全な水循環が維持されるように配慮すること」も謳われました。

この基本理念は、静岡県の全県土・県民に公平に適用されるべきです。しかし何故か、規制措置条項、例えば「規制区域」、「適正化区域」などの条項は改正されなかったのです。パラダイムの転換が行われた以上、全条文を新たな視点に立って改正するべきだったのです。ところが、中途半端に終わりました。結果的に、地下水採取は届出制のまま、地下水源の保護や地下水涵養対策などの条項も新たに起こされませんでした。

② 結果的に黄瀬川地域は、「自主規制区域」として従来通り残されました。従って、

「三島市は、静岡県地下水採取条例の対象外」という見方が生じても無理はありません。法律の公平性の観点に立てば、「全県民が健全な水循環の恩恵を享受すべき」であり、如何なる格差も許されないのです。三島市政は、また三島市民は、県条例適用の不公平性について静岡県当局に意義を申し立てるべきでしょう。地下水は、県条例によって県民の共有財と規定されており、さらに三島市の湧水は、景観資産として市民共通の財産なのです。ところが、何故か、どこからもクレームが出なかったようです。

③ 静岡県の地下水採取条例の第1条(目的)には「地下水の水源の保全を図る」という一文があります。この一文の履行のためには、「健全な水循環を損なう恐れのある行為に対する規制措置」に関わる条項が明記されなければなりません。

静岡県が現行条例を改正しない場合、三島市は独自に地下水保全条例を制定し、この条項を明記し、三島市域を守るべきです。

④ 「水源の保全」は、河川流域の開発と密接に関係します。現行河川法は、河川区域の管理に限定された法律であり、流域の開発を規制できません。

流域開発の適正化は、静岡県及び県下の市町村の役割です。地下水条例や景観条例に基づいて適正化を図ることは、有力な方法ですが、自然環境保全法によって自然環境保全地域の指定を検討することも一つの方法でしょう。

静岡県は、富士山麓や南アルプスを擁しています。全県土を俯瞰して、県土の開発の適正化を図ることは、豊かな静岡県の未来を築くために必須の要件です。

⑤ 川勝知事は、9月22日、県議会開会冒頭の所信表明で「水循環の保全に関する条例を本年度中に制定する方針」を明言されました。

熱海の土石流災害は、盛土などの土砂埋め立ての規制強化の必要性を白日の下に訴えました。このため「土砂採取等規制条例の改正」が焦眉の急ですが、これと併せて「水循環保全条例」を制定し、流域保全の適正化を進める方針を打ち出されたのです。早晩、地下水採取条例の改正問題も浮上するでしょう。戦後山積した静岡県の水制度問題を解決する好機が到来したのではないのでしょうか。川勝知事の手腕に期待したいものです。

○ 南口周辺開発事業は、次の2点の問題をあぶり出しました。

① 周辺開発事業は、三島市の湧水・地下水に影響を及ぼし続けること。

② 静岡県及び三島市の地下水保全行政に様々な問題点があり、改革が急務であること。

専門家・市民対策会議の審議は、周辺開発事業にお墨付きを与え、県・市の行政を迫認するものであってはなりません。このため、次の対応を三島市に要請するべきです。

① に対して：三島市及び事業者は、周辺開発事業によって起こる全ての問題に責任を持つこと。湧水・地下水の状況を定期的にモニタリングし、情報公開を行うこと。

② に対して：三島市に速やかに地下水保全条例を制定し、隣接町との関係性の適正化を図り、併せて静岡県に現行地下水採取条例の改正を求めると共に、流域開発の適正化及び水源地保全に関する条例制定を要請すること。

○ 市民対策会議は、県・市の今後の対応を見守り、湧水・地下水保全行政の適正化に向けて県・市に働きかけると共に、協力体制を一層強化すべきと考えます。(以上)